



事務連絡  
平成30年1月18日

北海道農政部生産振興局畜産振興課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の関係機関畜産主務課長へ周知願います。

なお、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事務連絡  
平成30年1月18日

東北農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事 務 連 絡

平成30年 1 月 18 日

関東農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各都県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事務連絡  
平成30年1月18日

東海農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事務連絡  
平成30年1月18日

北陸農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事務連絡  
平成30年1月18日

近畿農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各府県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事 務 連 絡

平成30年 1 月 18 日

中国四国農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。



事務連絡  
平成30年1月18日

九州農政局生産部畜産課長 殿

生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の各県畜産主務課長へ周知願います。

なお、消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。





事務連絡  
平成30年1月18日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課  
課長補佐（技術第2班担当）

衛生管理を含めた蜜蜂飼育に当たっての留意点に係る養蜂家への  
周知依頼について

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝いたします。  
御案内のとおり、昨年9月、家畜伝染病予防法における法定伝染病である腐蛆病の予防薬が新たに承認されたところです。腐蛆病の発生の未然防止のためには、養蜂現場における予防薬の適切な使用、衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、飼育届の受理時等の機会を捉え、趣味養蜂家を含む蜜蜂を飼育する者に対し、別添資料を活用し、養蜂振興法の遵守や衛生管理の徹底について御説明いただきますよう、貴職から貴局管内の沖縄県畜産主務課長へ周知願います。

なお、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より各都道府県動物薬事担当者あてに、平成30年1月12日付けでアメリカ腐蛆病の予防薬についての事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知願います。